

広島県告示第千七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定によつて、平成二十八年広島県告示第二十三号で定めた加入区（区域及び区分）を次のように変更する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和四年三月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和四年二月二十八日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和三年十一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変 更 前		変 更 後	
区 域	区 分	区 域	区 分
呉豊島区域 （呉豊島漁業協同組 合の地区）	一 総トン数一〇ト ン未満の漁船によ り広島県の海域で 主としてたちうお をとることを目的 とする釣り漁業	呉豊島区域 （呉豊島漁業協同組 合の地区）	一 広島県の海域で 総トン数一〇トン 未満の漁船を使用 して営む漁業
	二 総トン数一〇ト ン以上の漁船によ り広島県の海域で 主としてたちうお をとることを目的 とする釣り専業漁 業		二 広島県の海域で 総トン数一〇トン 以上の漁船を使用 して営む釣り専業 漁業
	三 一〜二に掲げる 漁業以外の漁業		三 一〜二に掲げる 漁業以外の漁業